



EPA関税認定アドバイザー制度
と今後の取組

2025年3月26日

財務省関税局経済連携室

EPA関税認定アドバイザー制度と今後の取組

1. 概要

- 2025年6月、日本通関業連合会において通関士を対象としたEPA関税認定アドバイザー制度が創設され、養成講座（財務省後援）を経て現在、**60の通関業社の92名**がアドバイザー認定。
- 関税ルールの専門家である通関士（通関業者）が、その専門知識や知見を活かし、身近な専門家として企業の状況に応じたEPA特惠関税の活用等に係るアドバイスを提供し、中小企業を含めた輸出拡大に貢献していくことを期待して設立。

2. アドバイザーへの期待

- 関税分類/HS番号特定/原産性証明の判断支援**
製品の関税分類、部品のHS番号特定、特にCTC基準を活用した原産性判断の支援
- 通関支援（国内外税関との調整）**
事前教示取得の支援、相手国税関における通関トラブル対応、相談から輸出入通関までの一貫対応
- 輸出入両面での事後確認（検認）への対応**
HS解釈に関する情報を活用した論拠準備、原産性の疎明資料の作成・入手・保存支援、税関の調査への立ち会い
- 関税事業戦略助言**
EPA税率適用による関税減税額の試算、貿易コンサルティングの実施
- EPA関連セミナーへの登壇・開催**

3. 関税局・税関のアドバイザーへの後方支援

- ・制度の周知広報
- ・最新のEPA関連情報の提供
- ・セミナーの実施、研修資料の充実
- ・輸出国税関におけるEPA利用に係るトラブルの相談窓口設置
- ・関税分類・原産地証明に係る困難事案への相談

4. 照会先

- ・一般社団法人 日本通関業連合会
- 【EPA関連全般につきアドバイザー業務を実施】
- ・山九株式会社
- ・株式会社阪急阪神エクスプレス
- ・A.P. モラー・マースク

EPA関税認定アドバイザー 照会先

輸出・輸入貨物のHSコードを知りたい

原産地はどうやって判断すればいいの？

関税分類・原産地規則などEPAの利用に関する疑問は？

輸出入の際に利用できるEPA・関税率は？

検認・事後確認への対応はどうしたらいいの？

EPA関税認定アドバイザー にご相談ください



EPA関税認定アドバイザーが解決のお手伝いをします

世界の貿易協定が大きく変化中。企業が事業戦略として経済連携協定（EPA）を十分に活用されていない状況から、日本通関業連合会では、EPAの活用に必要な関税分類、原産地規則などのスペシャリストである通関士（通関資格）を対象とした認定アドバイザー制度を導入しました。
認定アドバイザーは日本通関業連合会が主催（財団法人）する養成講座を修了し、認定試験に合格した通関士です。EPAの活用から輸出入通関手続きまでワンストップでご相談頂けます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は

日本通関業連合会が唯一に運営されている認定アドバイザー
リストをご覧ください。



一般社団法人日本通関業連合会

〒105-0001 東京都港区浜松町2-3-20 丸ノ内門YY9Kビル6階

お問い合わせ Email: jcba@tsukangyo.or.jp

TEL.03-3508-2535

・山九株式会社

【問合せ先】

首都圏業務通関センター 03-6404-8601

関西業務通関センター 078-333-3919

・株式会社阪急阪神エクスプレス

【問合せ先】

東日本通関管理課・西日本通関管理課

TUKAN-THINKTANK@jp.hh-express.com

・A.P. モラー・マースク

【問合せ先】

関税・貿易コンサルティング部

epa-gtcc@maersk.com

090-2742-3072